

（仮称）港区公契約条例の制定に向けた基本的考え方について

（仮称）港区公契約条例の制定に向けて、以下のとおり、条例に盛り込むべき内容を整理し、基本的考え方を定めました。

1 背景

公共サービス基本法などの国の法整備により、公共サービス従事者の労働環境改善が進む中、区では、平成27年に港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（以下「要綱」といいます。）を制定し、独自の最低賃金水準額を定め、工事請負契約及び長期継続契約に適用してきました。この間、要綱による取組は、受注者の協力を得られ、労働者からの最低賃金水準額違反の申出はなく、一定の成果を上げていますが、令和6年度における最低賃金水準額の上げ幅が、公契約条例に基づき審議会を設置している区と比べ小さく、市場の動きと乖離が発生しました。

近年、物価や賃金の水準が予見困難なほど上昇していることに加え、関係団体へのヒアリングでは、様々な業種で人手不足が顕著であり、下請を担う区内中小企業の減少が懸念されています。

このように、労働環境を取り巻く環境が大きく変化している状況においては、労働環境確保の取組をさらに強化し、公共サービスの安定的な確保に取り組んでいく必要があります。

2 条例制定の意義

区が、適切な入札・契約制度を運用しつつ、公共サービスの質の確保と安定的な提供を継続していくためには、公共サービス従事者等を守ろうとする区の姿勢を示すことや区と受注者双方の責務の明確化、履行を担保する法的根拠のある権限などが必要であり、これらを実現するためには、条例により権利、義務等を明確にし、取組を強化することが最も効果的です。

3 条例に盛り込むべき内容

条例に盛り込むべき内容の検討に当たっては、庁内関係部課長で構成する検討委員会を設置し、6月と8月に計2回開催するとともに、7月には、労働者や事業者等の関係団体に対し、これまでの要綱による取組の評価や条例への期待等をヒアリングしました。これらを踏まえ、盛り込むべき内容は、以下の骨子を中心とします（詳細は、別紙のとおり）。

（1）契約全般にわたる基本的な方針の設定

区の入札・契約制度を適切に運用するためには、労働環境確保策に併せ、適正な履行や良好な品質の確保、公正な競争の促進など、幅広い取組が必要です。こ

のため、契約全般にわたる基本的な方針を定めます。

(2) 区及び受注者の責務の設定並びに区の権限強化

条例を制定することにより、公契約に関する区と受注者双方の責務を明確化するとともに、受注者への立入を含む調査やペナルティ等について区の権限を強化することで、公契約の従事者が安心して公共サービスに従事でき、優秀な人材の確保、公共サービスの質の維持、向上等につながります。

(3) 労働報酬下限額及び労働環境確保策に関する審議会の設置

賃金の動向に詳しい関係者で構成する（仮称）港区労働報酬等審議会を設置し、労働報酬下限額の設定や労働環境確保の運用改善等を審議し、一層の労働環境確保策を推進します。

(4) 契約に基づく労働報酬下限額の設定

労働報酬下限額の遵守について、条例の条文に受注者の義務として直接的に規定するいわゆる「公権力規制型」ではなく、公契約であっても民法に則し契約当事者双方の合意により契約内容を決めるべきであることから、現在の要綱と同様に区と受注者の契約によって実現します。

4 港区の条例（案）の特徴

(1) 労働環境確保の対象とする契約範囲の拡大

条例では、製造請負契約を対象に加えるとともに、公共サービス従事者の労働環境を守る観点から、長期継続契約に限ることなく、主に労務の提供を中心とする契約を対象とします。さらに、こうした契約のうち、条例制定自治体の多くは予定価格を議案相当額等に絞って運用していますが、港区は要綱により工事請負契約であれば、対象案件を200万円超と広くとらえて運用してきました。引き続き可能な限り広範な契約を対象として、公共サービス従事者の労働環境確保に取り組みます。

また、指定管理協定は契約ではありませんが、一定期間の労務の提供があること等から、契約に準じたものとして条例の対象とします。

(2) 区内事業者の活用

地域経済活性化の面から、受注者に対して、下請や再委託を行う場合には、区内事業者を活用する努力義務規定を設けます。

(3) 労働者の継続雇用

公共サービス従事者が安心して働けるよう、要綱の趣旨を引き継ぎ、建物清掃業務等のように継続性のある業務において、受注者が交代した場合は、希望する従事者の継続雇用について、受注者の努力義務規定を設けます。

5 条例による労働環境確保策の適用開始日

令和9年4月1日以後を契約期間の始期とする対象契約及び指定管理期間の始期とする指定管理協定について適用します。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年	9月中旬～10月下旬	パブリック・コメント及び説明会
	11月中旬	総務常任委員会 （パブリック・コメントの結果報告）
令和8年	2月	令和8年第1回港区議会定例会（新規条例）

1 目的

区と受注者が契約に基づく労働環境確保等に取り組むことで、最終的には区民福祉の増進や地域経済の活性化を生み出す好循環につなげていくことを目的とします。

(目的)
公契約に関する基本的な方針並びに港区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 公契約に係る基本的な方針

公契約条例は、区が締結するすべての契約に関する条例です。
労働環境確保策だけでなく、契約全般にわたる基本的な方針を定めます。

基本的な方針
公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。
公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。
談合その他の不正行為を排除すること。
労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に配慮すること。
区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。
区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。

3 区及び受注者の責務

公契約に関して、区と受注者それぞれの基本的な責務について定めます。

- (1) 区の責務
基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 受注者の責務
- ・受注者は、公契約に係る業務の公共性を認識し、法令等を遵守するとともに、区の施策に協力するよう努めなければならない。
 - ・受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならない。

4 区内事業者の活用

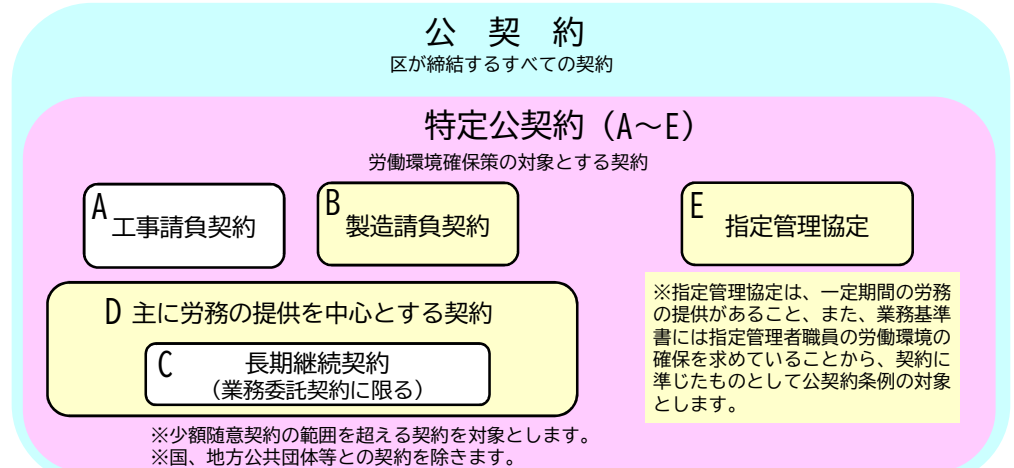
地域経済の活性化を目的の一つとすることから、下請や再委託の場合の区内事業者の活用について定めます。

受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者へ請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者へ当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するように努めなければならない。

5 条例の対象とする契約の範囲

公契約の定義を行うとともに、対象範囲を拡大することでさらなる労働環境確保策を推進します。

(1) 公契約の定義



長期継続契約(業務委託契約に限る)・・・建物清掃業務、用務業務、施設運営業務、子ども関連業務、給食調理業務等の専ら人的サービス(役務)を中心とした、人材の安定的な確保及び継続的な雇用による従事者の一層の技能向上が重要な業務で、複数年にわたり締結するものです。

※黄色い網掛けは、条例で拡充する範囲

(2) 特定公契約の対象範囲

これまでの要綱では、少額随意契約の範囲を超える工事請負契約及び長期継続契約(業務委託契約に限る)を対象にしていましたが、条例においては、下表のとおり対象契約範囲を拡大します。

種別		対象契約	
		要綱	条例
工事	工事請負契約 A	129件	129件
製造	製造請負契約 B		45件
委託	建物清掃業務に関する契約	12件	52件
	用務業務に関する契約	26件	37件
	庁舎等の設備運転管理業務に関する契約	8件	137件
	自動車運行管理業務に関する契約	1件	4件
	警備、受付及び施設運営業務に関する契約	14件	45件
	子ども、高齢者及び障害者関連業務に関する契約	3件	74件
	給食調理業務に関する契約	41件	42件
	情報サービスに関する契約(システム開発、データ入力等)		353件
	情報サービスに関する契約(市場調査・世論調査等)		81件
	技術サービスに関する契約(建物設計・道路設計)		93件
D	技術サービスに関する契約(検査業務)		14件
	映像・音声・文字情報制作に関する契約(動画制作業務等)		6件
	道路貨物運送に関する契約(運搬請負)		49件
	道路貨物運送に関する契約(廃棄物収集運搬)		25件
	道路・公園管理業務に関する契約		53件
指定管理	指定管理協定 E		86件
合計		234件	1,325件

※対象契約の件数は、令和6年度実績から抽出
※黄色い網掛けは、条例で拡充する契約

6 労働報酬※下限額の決定（付属機関の設置）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく付属機関である（仮称）港区労働報酬等審議会を設置することで、特定公契約に係る労働者に支払う労働報酬の下限額等について、外部委員による調査・審議を行い、より透明性・公平性を担保しながら定めることが可能になります。

（1）審議会の構成

以下の者により構成する。

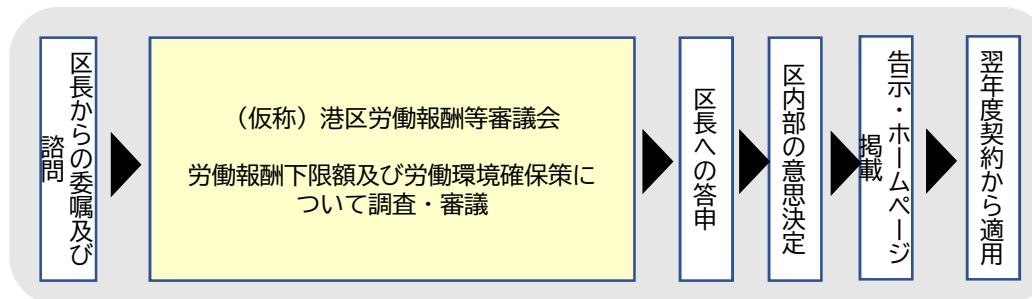
学識経験者
労働団体関係者
事業者団体関係者

（2）審議会の機能

区長からの諮問を受け、労働報酬下限額及び労働環境確保策について調査審議し、答申する。

※要綱においては、最低賃金水準額という名称を使用していましたが、最低賃金法で定める最低賃金額と混同しやすいため、条例においては「労働報酬」を労務の対価を示す用語として使用します。

（3）労働報酬下限額決定の流れ



7 労働報酬下限額を担保するための取組

条例では、区の権限を強化し、労働報酬下限額を担保するため、以下の取組を拡充します。

（1）受注者による労働環境確認のためのチェックシート等の提出

現在要綱で運用している労働環境チェックシート・賃金給付状況シートを継続する。

（2）特定公契約に従事する労働者からの申出への対応

- ①労働者の申出について、区だけでなく受注者及び受注関係者に対しても可能とする。
- ②申出があった場合に、区が受注者及び受注関係者の事業所等に立入調査を行う権限を付与する。
- ③調査の結果、条例に基づく契約違反が認められた場合、区は受注者に対して改善を命じる。
- ④調査の拒否、虚偽の報告、改善命令の違反等があった場合には、契約解除を行うとともに、条例に基づく契約違反を理由として違約金を請求する。また、区に損害が発生する場合は、損害賠償請求を可能とする。
- ⑤条例に基づく契約違反を理由に契約解除を行った場合は、その旨を公表することを可能とする。

8 労働報酬下限額を適用する労働者の範囲

対象とする労働者の範囲は、以下のとおりです。

- （1）特定公契約の受注者又は受注関係者（下請、再委託先等）が雇用する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
- （2）特定公契約の受注者又は受注関係者が雇用する派遣労働者
- （3）一人親方（自らが提供する労務の対価を得るため、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者）

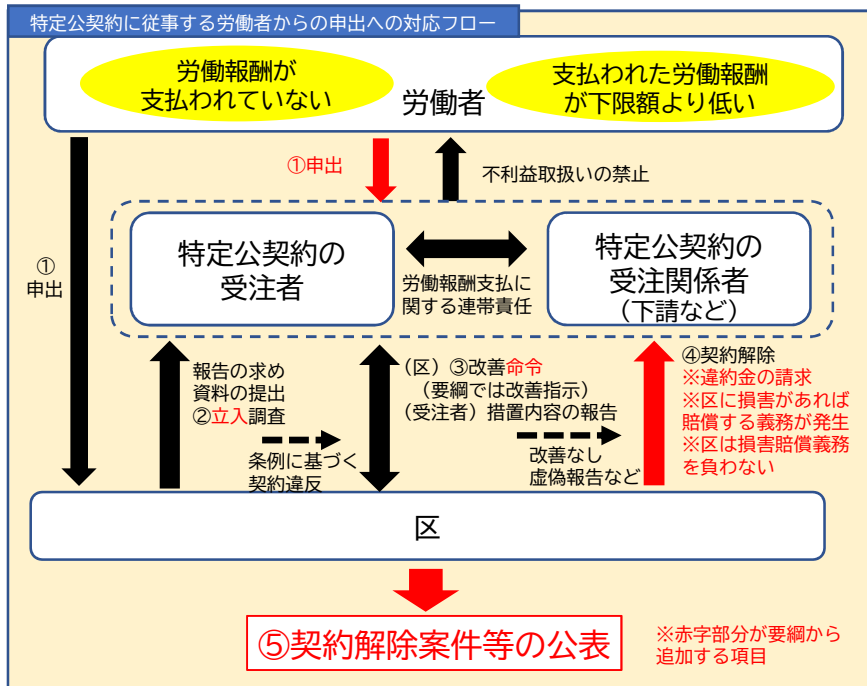
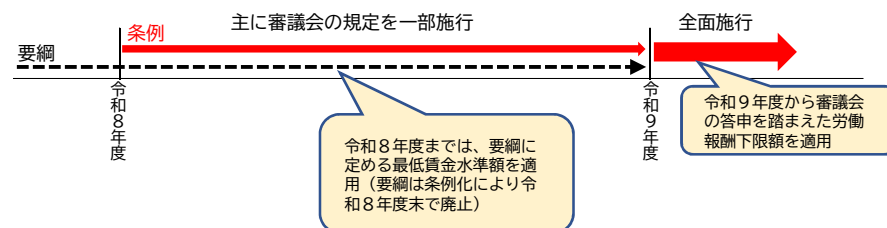
9 特定公契約に従事する労働者の継続雇用

要綱においては、区長が継続雇用について要請する規定となっていました。条例では以下のとおり受注者の努力義務として定めます。

特定公契約の受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努める。

10 施行日

令和8年度は審議会への諮問を行い、答申を受ける必要があるため、一部規定のみ施行します。また、令和8年度に関しては、事業者に対する周知期間とします。



港区での公契約における労働環境確保策の経過と
他区の公契約条例の制定状況等について

1 これまでの港区での公契約における労働環境確保策

区では、平成27年に港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱（以下「要綱」といいます。）を制定し、以下に掲げる契約については、区が定める最低賃金水準額を適用するとともに、受注者から提出された労働環境チェックシート及び賃金給付状況シート（以下「チェックシート」といいます。）により、公共サービス従事者の労働環境の適切な確保について確認を行っています。

契約種別	対象要件
工事請負契約	200万円超（少額随意契約の範囲を超えるもの）
長期継続契約	庁舎等の管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、年間を通じて役務の提供を受ける必要がある次の契約 (1)建物清掃業務に関する契約 (2)庁舎等の設備運転管理業務に関する契約 (3)庁舎等の設備運転管理業務に関する契約 (4)自動車運行管理業務に関する契約 (5)警備、受付及び施設運営業務に関する契約 (6)子ども、高齢者及び障害者関連業務に関する契約 (7)給食調理業務に関する契約

2 要綱に基づく最低賃金水準額の設定と運用状況

(1) 最低賃金水準額の設定

要綱においては、以下を参酌し、区独自の最低賃金水準額を設定しています。

ア 工事請負契約

農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する職種別公共工事設計労務単価（東京都）

イ 長期継続契約（業務委託契約に限る）

公共職業安定所が地域ごとに公表している民間の職業別パートタイム求人賃金

(2) 運用状況（効果検証）

- ・最低賃金水準額が守られていない場合、労働者はその旨を区に申し出ることができます。

- ・要綱制定以来、要綱に違反する案件及び労働者等からの申出はありません。
- ・受注者からチェックシート等の提出について協力を得られています。
- ・労働者団体から、区の要綱は必要事項が概ね網羅しているとして評価されています。
- ・令和6年度における最低賃金水準の上げ幅が、公契約条例に基づき審議会を設置している区と比べ小さく、市場の動きと乖離が発生しましたが、概ね適切に運用されています。

3 公契約条例の特徴及び効果

（１）近年制定されている条例の特徴

- ・ 公契約とは、地方自治体等が発注者となる公共工事や業務委託等です。
- ・ 公契約条例は、労働環境確保が中心的な要素となっていますが、目的は公契約の適正な履行や品質の確保を行い、その結果を区民に還元していくことです。労働環境確保だけでなく、入札、契約制度の透明性・公平性を確保し、不正行為を排除していくことを条例として区の方針と定め、区の姿勢として発信し、受注者・従事者とも共有していくことで、公共サービスの質の確保・向上を図ります。
- ・ 自治体に対し、受注者に義務を履行させるための立入調査や公表等の強い権限を付与しています。
- ・ 公契約における最低賃金水準額の決定過程に、首長の付属機関からの答申があります。

(2) 効果

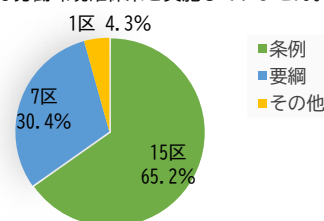
- ・ 外部の学識経験者等からなる付属機関への諮問、答申により、公契約の透明性や公平性が担保できます。
- ・ 区の受注者に対する権限により、一層の労働環境確保が期待できます。
- ・ 右図のように、地域経済、区民福祉の増進に好循環を生み出すことを期待できます。



4 特別区における公契約条例の制定状況

特別区では、令和7年4月1日現在、15区が公契約条例を制定しており、直近1年では文京区、品川区が制定しています。

港区を含む7区は要綱を制定して労働環境確保に取り組んでおり、1区は労働環境確保策を実施していません。



5 公契約条例の主な類型

公契約条例は、4つの類型に大別されており、合意に基づく履行が期待できる契約型が最も良いとされています（港区の要綱も同様の構成となっています。）。

類型	①賃金条項※	②受注者の 支払義務	③①及び ②の根拠
契約型	○	○	契約
公権力規制型	○	○	条例
行政指導型	○	×	行政指導
理念型	×	×	—

※賃金条項…労働報酬下限額以上の支払いの定めがあるもの

6 他区条例における労働環境確保の対象とする契約の範囲

※金額は予定価格 ※令和7年5月1日現在			複数区で対象としている主な委託契約	
契約種別	対象区数 (15区中の数)	備考		
工事請負契約	14区	9区で1億円以上を対象としている。 ※新宿区は2,000万円、世田谷区は3,000万円以上を対象としている。	清掃業務（建物、公園、施設等） 警備業務（機械警備を除く） 受付・案内業務（行舎や施設）	
製造請負契約	9区	7区で1億円以上を対象としている。 ※杉並区は5,000万円以上を対象としている。	給食調理業務（学校、保育所等） 施設の総合管理業務（運転、保守、点検含む）	
上記以外の委託契約	14区	多くの区で1,000万円以上または2,000万円以上を対象としている。	学校・保育所の用務業務 廃棄物・資源回収業務	
指定管理協定	12区	-	車両運行業務 学童クラブ・放課後事業の運営業務	

＜要綱で運用しているチェックシート等の例＞

[illegible]